

# 東日本大震災等に係る状況

# 東日本大震災による被災と対応

# 被災地における医療機関の現状について

## ○ 被災地の病院や診療所の被害や診療機能の状況

### 病院の現状

(厚生労働省医政局5月25日時点まとめ)

	病院数	東日本大震災による被害状況		診療機能の状況											
		全壊	一部損壊※1	外来の受入制限			外来受入不可			入院の受入制限			入院受入不可		
				被災直後	4/20現在	5/17現在	被災直後	4/20現在	5/17現在	被災直後	4/20現在	5/17現在	被災直後	4/20現在	5/17現在
岩手県	94	4	58	54	5	3	7	3	3	48	7	2	11	5	4
宮城県	147	5	123	40	17	5	11	6	2	7	13	5	38	11	7
福島県	139	2	108	66	20	11	27	12	12	52	22	14	35	24	20
計	380	11	289	160	42	19	45	21	17	107	42	21	84	40	31

※1 全壊及び一部損壊の範囲は、県の判断による。「一部損壊」には、建物の一部が利用不可能になるものから施設等の損壊まで含まれる。

※2 福島県の受入不可の医療機関の中には、福島第1原発の警戒区域、緊急時避難準備区域内の病院を含む。

※3 災害拠点病院については、県立釜石病院(岩手県)、石巻赤十字病院(宮城県)で入院制限及び南相馬市立総合病院(福島県)で入院・外来制限。(5/17時点)

※4 一部確認中の病院がある。

### 診療所の現状

(厚生労働省医政局4月19日時点まとめ)

	診療所数		診療所建物の被害状況				診療機能の状況					
	(20. 10. 1現在)		全壊		一部損壊※1		外来の受入制限		入院の受入制限		受入不可	
	医科	歯科	医科	歯科	医科	歯科	医科	歯科	医科	歯科	医科	歯科
岩手県	924	606	14	22	57	32	6	0	4	0	34	48
宮城県	1,580	1,047	67	59	316	325	23	確認中	7	確認中	42	確認中
福島県	1,468	906	0	5	29	248	15	0	2	0	4	0
計	3,972	2,559	81	86	402	605	44	0	13	0	80	48

※1 全壊及び一部損壊の範囲は、県の判断による。「一部損壊」には、建物の一部が利用不可能になるものから設備等の損壊まで含まれる。

※2 一部確認中の診療所がある。

# 被災地における医療確保のための対応について

## 発災直後からの医療確保への対応

1. 被災地への医療チームの派遣・調整
2. 被災地医療機関からの転院調整
3. 医療用医薬品等の供給確保
4. 計画停電への対応
5. 現行法の弾力的な運用

- 外国の医師資格を有する者が、被災県において必要最小限の医療行為を行うこと。
- 通信事情等の問題から、医師の具体的指示が得られない場合に、救急救命士が救急救命処置を行うこと。
- 被災地に診療所等を開設する場合や定員を超えて入院患者を受け入れる場合等について医療法等を弾力的に運用。

## 今後の被災地の医療確保に向けた対応

1. 被災県と連携し、補正予算等により診療機能の復旧を図る。

### ○H23年度1次補正予算

- ・ 医科・歯科の仮設診療所(薬局を併設するものを含む。)及び歯科巡回診療車の整備にかかる費用を計上
- ・ 医療機関の災害復旧に係る国庫補助率を引き上げた上で、補助を行うための予算を計上  
※公的医療機関: 現行補助率1/2→2/3へ引上げ
- ・ 福祉医療機構による融資(一定期間無利子)の実施
- ・ 停電等に備え、必要な電力が確保できるように、救急救命センター等における自家発電設備等の整備にかかる費用を計上

### ○H22年度補正予算

- ・ 地域医療再生基金を岩手県、宮城県、福島県に各120億円ずつ確保  
※このうち基礎額部分の15億円については、医療機能を回復するために緊急的に必要である場合は、前倒して交付することを可能とした。

2. 医療機関等を支援する6月以降の医療チーム派遣は、被災県の意向を踏まえつつ、関係団体の協力を得て調整を実施。

## <被災地における医療提供の確保>

### (被災地への医師等医療従事者の派遣・調整その他) 【別紙1】

- 災害派遣医療チーム (DMAT) の派遣。(3月11日～)
- 国立病院機構等による医療チームの派遣。(3月14日～)
- 日本医師会等の関係団体に対し、医師等の医療従事者の派遣への協力を依頼。(3月16日)
- 日本看護協会等の関係団体に対し、看護師等の医療従事者の派遣への協力を依頼。(3月18日)
- 日本歯科医師会に対し、歯科医師等の医療従事者の派遣への協力を依頼。(3月25日)
- 日本薬剤師会及び日本病院薬剤会に対し、薬剤師の派遣への協力を依頼。(3月25日)
- 日本理学療法士協会等の関係団体に対し、理学療法士等の医療従事者の派遣への協力を依頼。(3月30日)
- 重点分野雇用調整事業の活用による被災地等における保健医療提供体制の確保(4月22日) 【参考3】

### (被災地の医療機関からの転院調整) 【別紙2】

- 被災県以外の国立病院機構等、厚生労働省所管の医療機関における受入可能な病床数を把握。(3月22日～)
- 被災県以外の都道府県に対し、被災地の医療機関からの転院希望患者の受入について配慮を求めるとともに、転院希望患者に係る受入調整担当窓口の設置を依頼。(3月25日)

## <医療用医薬品等の供給確保>

### (被災地への医薬品等の供給・対応の状況) 【別紙3】

- 医療機関、薬局に対する医薬品の供給については、現地の医療機関等の注文に現地の卸業者が対応するという従来のルートのほか、国のネットワークを活用し、全国業界団体を通じて調達。(3月12日～)
- 避難所に対する医薬品の供給については、国や業界団体が現地に補給するとともに、現地に届いた医薬品を薬剤師等が仕分けし、医師等が携行するなどにより避難所に供給。(3月19日～)

### (医薬品を運搬する緊急車両への対応)

- 経済産業省及び全国石油商業組合連合会・石油連盟と協議し、医薬品を運搬する緊急車両については、ガソリン・軽油の優先的な給油と給油量の制限を受けない取扱いとした。(3月19日)

## <計画停電への対応>

### (医療機関等への注意喚起)

○東京電力及び東北電力の計画停電の間、患者の治療に支障が生じないように、医療機関に対し、自家発電機の燃料の確保等を行うこと、自宅で医療機器を使用する患者に対し代替機器を配布すること等を指導するよう関係都県・団体に要請するとともに、在宅医療機器について適切な対応をとるよう医療機器団体に要請。

(3月13日～)

○東京電力及び東北電力による計画停電実施に関し、対象地域の訪問看護ステーション及び在宅療養支援診療所に対し、計画停電の間、自宅で医療機器を使用する患者に対し支障が生じないように注意喚起のため直接電話連絡。

(3月13日～)

○東京電力及び東北電力による計画停電実施に関し、薬局及び日本赤十字社に対し、医薬品の供給、献血の実施及び血液製剤の製造・保管、ワクチンの品質管理等の業務の業務に支障が生じないように注意するよう通知。

(3月13日～)

### (在宅医療患者の緊急相談窓口の設置) 【別紙4】

○東京電力及び東北電力の計画停電に対し、在宅で人工呼吸器を使用されている患者の主治医や訪問看護ステーション等の支援や、緊急一時入院の受入等に関する相談窓口を国立病院機構病院等に設置。(3月15日～)

## <その他震災を踏まえた主な対応>

### (被災地における医療確保や医療機関等、医療関係者の活動支援等の視点から、以下の項目について弾力的な取扱いを実施)

○被災地の患者に対して、医師等からの処方せんの交付が無い場合でも、薬局で必要な処方箋医薬品を販売又は授与が可能であることを周知。(3月12日)

○外国の医師資格を有する者が、被災県において必要最小限の医療行為を行うこと。(3月14日)

○医師等の国家資格に係る免許申請手続きについて、免許申請時の証明書添付の猶予や一部簡素化等、震災を踏まえた取扱いを行うこと。(3月15日～)

- 早期に必要な医療用麻薬を補給できるよう、県境を越えた麻薬の譲渡手続きを簡素化した取扱いを行うこと。  
(3月15日)
- 通信事情等の問題から、医師の具体的指示が得られない場合に、救急救命士が救急救命処置を行うこと。  
(3月17日)
- 被災地の病院等に対して他の病院等から医薬品・医療機器を融通することは薬事法違反とはならない旨を周知。  
(3月18日)
- 被災地に診療所等を開設する場合や定員を超えて入院患者を受け入れる場合等について医療法等を弾力的に運用。(3月21日)
- 被災病院等における医師等の臨床研修等に係る事務手続きや研修医等の受入についての取扱い。(3月22日～)
- 被災地の患者について、電話等による遠隔診療(薬剤の処方)を実施して差し支えないこととすること。  
(3月23日)
- 被災地の医療提供体制を確保するため、薬局等が一時的に営業時間の変更等を行う場合等について薬事法等を弾力的に運用。(3月24日)

<東日本大震災に関連する情報は厚生労働省ホームページに掲載>

・東日本大震災に関連する情報全般

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014ih5.html>

・医療機関、医療従事者向け情報

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000017amy.html>

・医療の確保のために発出した通知等

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000016z8r.html>